

【5月16日】「集団的自衛権行使容認反対」を訴える
(JR福工大前駅にて)

残暑お見舞い申し上げます。

7月1日、安倍政権は、「戦後レジームからの脱却」と「積極的平和主義」の考えのもと、集団的自衛権行使を禁じてきた憲法解釈を変更し、自衛隊の海外での武力行使を可能にする新たな憲法解釈を閣議決定しました。

集団的自衛権の行使は違憲という9条解釈は、歴代内閣が積み上げ、国会での長年の議論を経て定着してきました。

一内閣の考えだけで、国の根幹を覆す重大な決定を国民に問うこともなく行うことは、近代立憲主義の根本を破壊することであり、断じて許されるものではありません。

さて、皆さまのご声援とお力添えにより、福岡市議会に送り出していただき、一期目最終年を迎えました。福岡市は2012年12月に策定した「福岡市基本構想・第9

次基本計画」(住みたい・行きたい・働きたい。アジアの交流拠点都市・福岡)をもとに、市政を推進しています。昨年5月、本市の人口は150万人を超え、2030年には160万人に達すると予測されていますが、年齢別人口では、高齢者数が増え、働く世代や子どもが減少するなど、少子高齢化が一層進むものとなっています。高齢者保健福祉対策の充実とともに、子どもたちの学びの保障や若者・女性・障がい者の就労支援、さらには安心して子育てができる環境づくり等々の施策の拡充も急がれます。

第3回福岡市議会(6月定例会)

6月20日から開会された第3回福岡市議会は、「雇用創出の基金による地域人づくり事業」補正予算案(約2億円)や(仮称)「福岡市青少年科学館に係る賃貸借」補正予算案(約95億円)並びに「福岡市市税条例の一部を改正する条例案」等の議案を可決し、同30日に閉会しました。

わが会派:社民市政クラブ福岡市議団が立案・共同提出した意見書案のうち、「少人数学級の推進と教育予算拡充を求める意見書案」は過半数の賛同を得て可決しました。しかし、「特定秘密保護法の廃案を求める意見書案」並びに「集団的自衛権行使容認の閣議決定を行わないよう求める意見書案」は過半数の賛同を得ることができませんでした。引き続き訴えていきます。

私は25日(水)、「福岡市の国家戦略特区『創業特区』」について安定雇用確保の観点から質問に立ちました。

(3面に関連記事)

第1回福岡市議会(2・3月定例会)では、会派を代表し、財政運営の基本姿勢や笑顔で暮らせる福祉都市づくり、子ども施策を含め12項目について、質問に立ちました。

(下部、及び2面に関連記事)

福岡市議会議員(東区)おちいし俊則

1. 財政運営の基本姿勢

2. 平和行政の推進

3. 玄海原発の再稼働問題と原子力安全協定の实效性並びに再生可能エネルギーの取り組み

4. 子ども施策

5. 笑顔で暮らせる福祉都市づくり

6. 子どもたちに豊かな学びを保障する取り組み

7. ジェンダー平等社会の実現に向けて

8. 男女共同参画推進のための諸施策

9. 人権・同和行政の推進

10. 公共交通の活性化、並びに交通体系の推進

11. 若者の就労支援

12. 農林水産業の振興

第1回福岡市議会 代表質疑の内容

福岡市における国家戦略特区(創業特区)について 第3回定例会(6月25日)

国家戦略特区とは

地域限定で、規制緩和や減税を実施し、国内外の企業の投資や人材を呼び込み、産業の国際競争力、経済活性化につなげる制度。従来の地域振興を目的とした「特区制度」とは異なり、国主導の国際競争力が高い拠点づくりを目指すのが特徴。福岡市を含め、東京圏や関西圏など6地域が選定されている。昨年12月、国家戦略特別区法成立。

政府の国家戦略特区諮問会議は、本年3月28日、地域を指定して規制緩和を進める「国家戦略特区」の一つに福岡市を選定しました。

本市は、昨年9月、国からの「国家戦略特区に関するアイデア提案募集」に対して、「新たな起業と雇用を産み出すグローバル・スタートアップ国家戦略特区」構想を提案していました。



その構想は、新しい会社ができることと雇用が増えることに注目し、会社をつくりやすくしたり、新規事業を始めたりすることができるための創業に関する規制緩和です。

しかし、国家戦略特別区法の成立過程で、労働分野での規制緩和に関して、「解雇ルールの明確化」は、解雇規制の緩和につながるのではないかと、「有期雇用期間の延長」は、有期労働契約の濫用的利用の防止を目的として昨年改正されたばかりの労働契約法の主旨に反する等の多くの疑義が出された経緯があります。そもそも、特区内外で労働規制の差をつけることは、憲法14条の「すべての国民は法の下に平等」に反するものです。

そこで、本市における国家戦略特区(創業特区)構想に関して、新規企業・事業所等働く労働者保護や労働環境の整備等の視点から質問を行いました。

【質問の主な内容】

昨年9月、政府主催の「集中ヒアリング」において市長は、「起業して5年を期間として、正社員として雇うが『事前解決型の解雇』が許される制度の導入」を提案されている。この提案は正社員の解雇規制を緩和することであり、これは特区内外で労働規制の差をつけることは認められないとした法の趣旨に反すると思われる。この制度の提案は取り下げるべきと考える。

【経済観光文化局局長の答弁】

●昨年9月の提案は、新たな起業と雇用創出に関する様々なアイデアの提案を行った。創業間もない企業においては正社員の雇用ニーズは高いものの、経営状況が不安定であり、解雇に関する要件が不透明であることから、正社員を雇用することに対する躊躇感

があるとの声がある。

このため、創業間もない企業における正社員の雇用を促進していく観点から、労働基準監督署の監視体制の強化と併せて、正社員として雇用した上で、創業後5年間に限った、解雇に関する規制緩和を提案したものの。

●本市としては、国から提示された区域方針にある「雇用労働相談センター」の設置や「雇用指針」に基づく企業等への助言などを行う「雇用条件の明確化」を着実に実施していく。

国の提案募集の手続の段階で提案していたアイデアについては、特に、提案を取り下げるといった手続とはなっていない。

【質問の主な内容】

市民の代表者である市長に尋ねる。現在の非正規労働者やワーキングプアの増大は社会的重要な課題となっている。市民生活を豊かにするという事は、新しいサービスや雇用が生まれるだけではなく、そこで働く者が将来に展望が持って安心して働き続けることのできるための労働者保護の視点や労働環境の整備が伴わなければならないと考える。

【市長の答弁】

●福岡市民が夢を持ち、安心して暮らしていけるためには、生活の基盤となる雇用の創出と労働環境の整備は極めて重要であると認識している。また、人材が安心して働くことでその能力を十分に発揮することは、都市の活力のためにも大変重要。

創業年数の若い企業は多くの雇用を生み出しており、雇用の創出に大きな役割を果たしている。市や国の施策、税制、規制緩和などを組み合わせ、政策パッケージとして創業支援と雇用創出に取り組んでいく。

特に、雇用については、国家戦略特区で示された「雇用条件の明確化」の取組みを通じて、労使双方の予見可能性を高めて個別労働関係紛争の未然防止を図り、納得と見通しを持って働くことのできる環境を整え、「人と環境と都市活力の調和のとれたアジアのリーダー都市」づくりに取り組んでいく。

おちいしの思い



本市の「創業特区」構想では、10年後の開業率と雇用創出数をそれぞれ希望的に20%、50万人としています。

しかし、重要なことは、その雇用創出の方針・内容です。今、非正規雇用者は増え続け、雇用労働者全体の約40%になろうとしています。数のみが増えればよいのではなく、働く者の格差是正、誰もが法の下で平等で将来に希望が持てる安定した労働環境の整備が求められています。

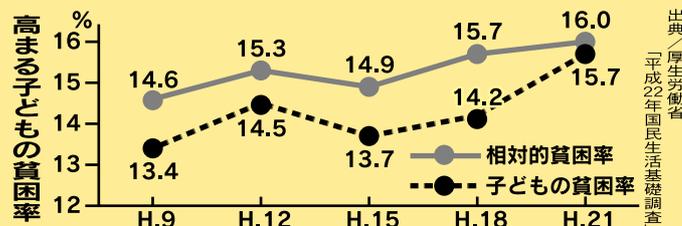
今後、(仮)「福岡市国家戦略区域会議」で、具体的な規制の特例措置を活用した「区域計画」が作成され、各事業が順次スタートすることになっています。それぞれの事業が市民生活を豊かなものにするものなのか、働く者の安定雇用につながるのか、今後もしっかりと検証し、意見を言っていきます。

2014年度当初予算・重要施策に対して(代表質疑) 第1回定例会(3月4日)

子どもの貧困対策の拡充を

「子どもの貧困対策法」

(目的)子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることがないように、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため(中略)子どもの貧困対策を総合的に推進する。



【主な質問内容】

厚生労働省の国民生活基礎調査によれば日本の子どもの相対的貧困率は16%、6人に一人が貧困状態にある状況。

このような中、2014年1月「子どもの貧困対策推進法」が施行され、ようやく「子どもの貧困」に対処する第一歩を踏み出した。貧困の子どもが抱える問題の解決には、学校教育費の保護者負担軽減策・進学にかかる教育費の問題等、多岐にわたる施策を拡充する必要がある。

【市長答弁】

就学困難な子どもの保護者に対する就学援助や奨学金の貸付、ひとり親家庭の就業支援や経済的支援などに加え、子どもの貧困対策推進法の施行を受け、現在策定中の「子ども総合計画」においても、子どもの貧困問題について検討する。

また、今後国で制定される、子どもの貧困対策に関する大綱などを踏まえ、関係局が連携し、取組を推進する。

高齢者保健福祉対策の充実について

【質問の主な内容】

本市においても、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の増加が進んでおり、孤独死や虐待などの社会問題に加え、現役世代も介護で仕事をやめなくてはならないなど、家族介護者への精神的、身体的、経済的負担の重さからの解放はまだ不十分。



この間の介護保険制度の改正によって、介護施設の居住費・食費の原則負担や、生活援助や福祉用具利用の大幅な制限、さらに、2012年4月からは介護報酬改定に伴い、訪問介護の生活援助時間が短縮された。生活介護は身体介護と同様に、在宅高齢者の命と暮らしを支える基本サービスであり、本市独自の施策が必要と考える。

また、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの適正な整備の推進が望まれる。

【市長答弁】

要介護者への生活支援については、利用者の日常生活全般の状況

や希望を踏まえ、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう実施しており、今後とも必要な生活支援が適切に受けられるように努める。

地域密着型サービスについては、小規模多機能型居宅介護事業所を平成26年度に、新たに四か所整備することとしており、今後とも積極的に整備を進めていく。

公共交通の活性化、並びに交通体系の推進について

【質問の主な内容】

地下鉄七隈線延伸事業(天神南～博多駅間)の工事着工が決定し、早期開通が待たれる。

今後、東部地区の公共交通幹線軸の強化として、地下鉄箱崎線と西鉄貝塚線との直通運転化が喫緊の課題と考える。

また、生活交通の維持・確保の観点から、公共交通空白地、公共交通利用不便地域における地域コミュニティバス等の運営の支援が必要だ。

【市長答弁】

地下鉄箱崎線と西鉄貝塚線との直通運転化については、東部地域の交通体系の形成や、まちづくりの促進の観点から重要な取組みであり、鉄道事業者と連携し、国とも協議しながら、調査・検討していく。

生活交通の維持・確保については、生活交通条例に基づき、地域の実情に応じた必要性や実現性を踏まえ、地域が主体となった生活交通確保の取組みを支援し、地域や交通事業者の自立的・持続的な運行による生活交通の確保を図っていく。

おちいしの思い



市長は、市政運営方針の中で、昨年策定された「行財政改革プラン」に基づき、今後とも、財政規律と投資のバランスを図りながら、市債残高を着実に縮減させ、健全な財政運営に取り組んでいくとしています。

そして、本年度予算において、約52億円程度の効果ある取組みを実施するとして、人件費の抑制や公立保育園の民営化、さらには、市立幼稚園の廃園や複合公共施設内の新・図書館分館の指定管理者制度の導入等の検討が計画されています。

しかし、公共が担うべき事業を廃止あるいは民間へ委託することは、子育てや福祉、教育等の公共サービスの低下を招くこととなります。自治体がやるべき任務を再認識し、市民サービスの削減にならないよう、見直しの中止を含め、慎重な論議を求めていきます。

また、2015年度から「子ども・子育て関連3法」が施行されます。本市では、国が定める「基本指針」に基づき、地域ニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定するとしています。保護者が安心して産み育てられる条件や子どもが健やかに育つ環境の整備は、行政の責任であり、各事業が後退しないように検証していきます。



おちいし俊則 活動報告

2014年
1月～7月



【1月15日】自主夜間学級下よみかき教室にて授業(千代中)

【2月4日】労働者保護ルールの堅持を訴える(天神)



【3月31日】蒲田メガソーラー発電所開所式参加



【4月14日】アイランドシティフィールドワーク「人工島事業を検証する」(中央公園ぐりんぐりん)



【5月30日】障がい児・者の生活と権利を守る会総会(市発達教育センター)



【5月31日】人権尊重推進協議会総会で挨拶(馬出公民館)



【6月8日】ラブアース・クリーンアップ2014に参加(和白海岸)

【6月12日】第9回「非正規雇用フォーラム」総会にて挨拶



【6月13日】人権講演会「格差社会を考える」(津屋公民館)



【6月29日】町内一斉清掃で挨拶(塩浜公園)



【7月1日】「解釈改憲による集团的自衛権の行使容認に反対する」署名活動(天神・パルコ前)

他都市視察

【4月28日】神戸港震災メモリアルパーク(大災害と復旧復興をいかに後世に伝えるか)



【5月13日】新潟市食育・花育・子ども創造センター」子どもたちの創造体験活動のための交流拠点施設

市政報告会を毎月開催



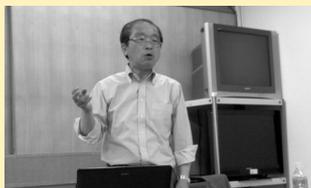
【1月31日】松島にて



【3月23日】青葉公民館



【2月22日】福岡リーセントホテル



【5月29日】東市民センター・視聴覚室

おちいし俊則／所属委員会・協議会等

- ◆第1委員会 副委員長(総務企画局、市民局、財政局、市長室等)
- ◆議会運営委員会委員外議員
- ◆交通対策特別委員会
- 九州大学移転・跡地対策協議会
- 福岡市総合計画審議会委員

弁護士による無料法律相談を行っています。

- 日時／毎月第4木曜日 17:00～19:00
- 場所／落石俊則事務所
- 弁護士／津留雅昭
- 市議会議員／落石俊則

※秘密厳守、お気軽にご相談ください。
※事前に電話でご予約ください。(092-605-4541)



落石俊則事務所

〒811-0204
福岡市東区奈多1-10-12